

# 流山市子ども・子育て会議

～第1回会議資料～



# 子育ての現状

## ○少子化の進行

- ・合計特殊出生率＝1.39(平成23年度)

## ○結婚・出産・子育ての希望がかなわない

## ○子ども・子育て支援の不足

- ・家族関係社会支出の対GDP比の低さ

(日:1.04%、仏:3.00%、英3.27%、スウェーデン:3.35%)

## ○子育ての孤立・負担感の増加

## ○待機児童問題

## ○放課後児童クラブの不足

## ○30歳代で低い女性の労働力率

## ○制度・財源の縦割り

## ○地域に応じた提供対策が不十分

# 子ども・子育て支援新制度がスタート！

平成24年  
8月

- 子ども・子育て関連3法の成立

平成25年4月  
～  
平成27年3月

- 子ども・子育て支援事業計画の策定

平成27年  
4月～

- 子ども・子育て支援新制度スタート

# 子ども・子育て関連3法

## ・ 子ども・子育て支援法

施設型給付、地域型保育給付の創設  
地域の子ども・子育て支援の充実

## ・ 認定こども園法の一部改正法

幼保連携型認定こども園以外の子ども園の充実  
幼保連携型認定こども園の認可・指導監修等の一本化

## ・ 子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

五十五の関係法律について規定を整備

## 子育てをめぐる課題

### 課題 1

- 質の高い幼児期の学校教育・保育の不足

### 課題 2

- 家庭や地域での子育て力の低下

### 課題 3

- 待機児童
- 近くに保育の場がなくなった地域

課題 1 質の高い幼児期の学校教育・  
保育の不足

質の高い幼児期の学校教育・保育  
を総合的に提供

幼稚園と保育所の良さをあわせ  
持つ【認定こども園】の普及促進

メリット 1

- 保護者が働いているいかにかわらず利用可能

メリット 2

- 保護者の就労状況が変化しても継続可能

メリット 3

- 通園していない家庭も含め子育て支援を受けられる

## 課題2 家庭や地域の子育て力の低下

地域のニーズに応じた多様な子育て支援の充実

### 子育て支援の例

地域子育て支援拠点の増加

放課後児童クラブの増加

一時預かりの増加

## 課題 3 - 1 待機児童

待機児童解消のため、保育の受け入れ人数を増加

認定こども園、  
保育所などを計  
画的に整備



保育ママや小規模  
保育などの地域型  
保育への財政支援



待機児童解消  
保育の受け入れ増加

課題3-2 近くに保育の場がなくな  
った地域

子どもが減少傾向にある地域の保  
育を支援

地域型保育給付  
による運営支援



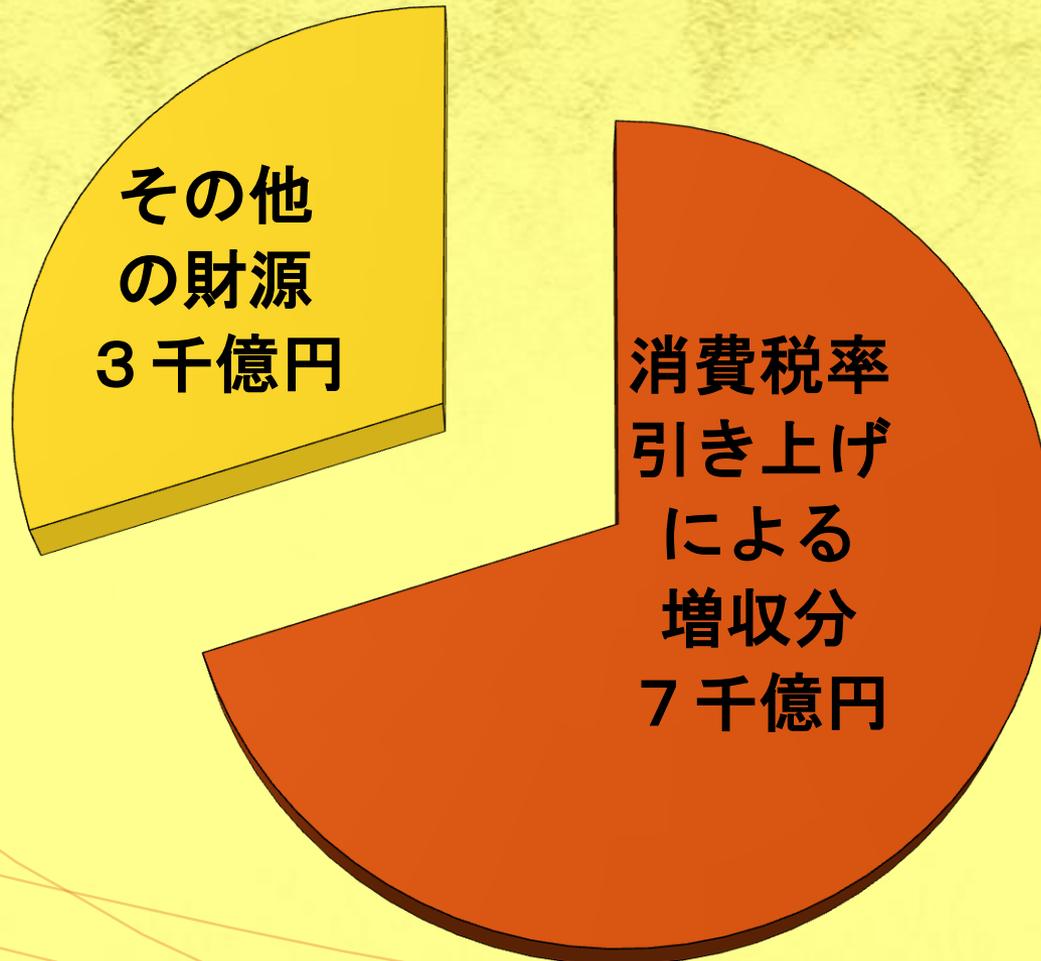
放課後児童クラブ  
地域子育て支援拠点  
一時預かりなど



地域保育  
の支援

# 子ども・子育て新制度の財源

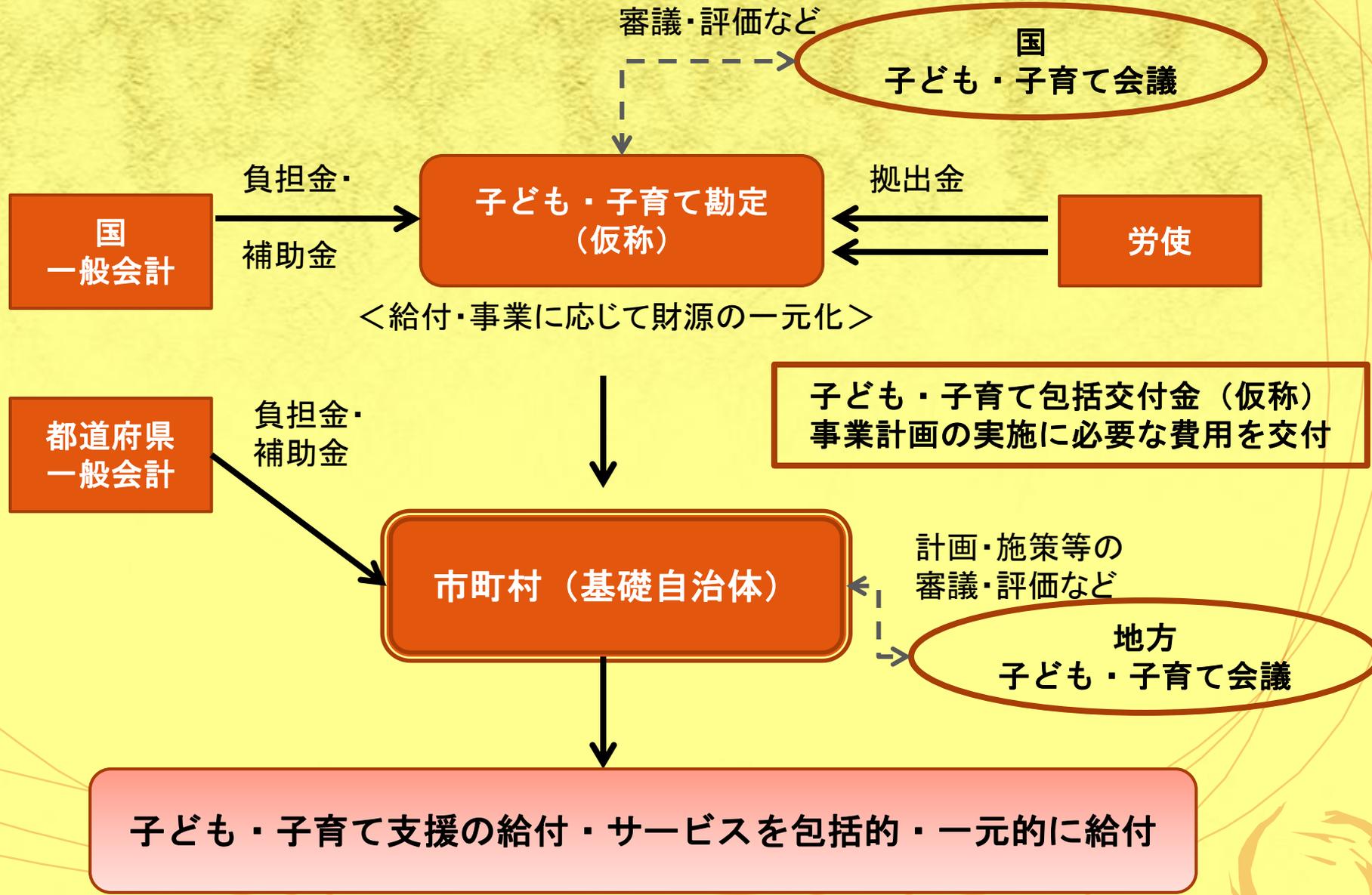
1兆円



7千億円の内訳

- ◎ 4千億円  
待機児童解消等のため、保育等の量を拡充するために要する費用
- ◎ 3千億円  
職員配置基準の改善をはじめとする保育等の質の改善のための費用

# 子ども・子育て支援新制度のイメージ



# 給付・事業の全体像（イメージ）

## 支援給付

- 施設型給付  
認定こども園 ・ 幼稚園 ・ 保育所 を通じた共通の給付
- 地域型保育給付  
小規模保育 家庭的保育 居宅訪問型保育 事業所内保育
- 児童手当

## 支援事業

- 利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業等
- 延長保育事業、病児・病後児保育事業
- 放課後児童クラブ
- 妊婦健診

# 子ども・子育て家庭の状況に応じた支援の提供（イメージ）

満3歳以上の子ども／家庭で子育てを行う家庭  
→ニーズ：学校教育、子育て支援

満3歳以上の子ども／保育を利用する家庭  
→ニーズ：学校教育、保育、放課後児童クラブ、  
子育て支援

## 家庭の状況及び需要

満3歳未満の子ども／家庭で子育てを行う家庭  
→ニーズ：子育て支援

満3歳未満の子ども／保育を利用する家庭  
→ニーズ：保育、子育て支援

## 需要の調査・把握（利用状況＋希望）

## 子ども子育て支援事業計画の策定

## 計画的な整備

### 教育・保育給付

- 施設型給付
- 地域型保育給付

### 子ども・子育て支援事業

- 地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業等
- 延長保育事業、病児・病後児保育事業
- 放課後児童クラブ

# 認定こども園制度の改善

【現行】

【改正後】

## 幼保連携型

設置主体：国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ

- 幼稚園／保育所  
(学校) (児童福祉施設)

- ◇幼稚園：学校教育法による認可
- ◇保育所：児童福祉法による認可
- ◇それぞれの法体系による指導監督
- ◇それぞれの財政措置

## 幼保連携型認定こども園

(学校及び児童福祉施設)

設置主体：国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ

- ◇改正認定こども園法による認可
- ◇指導監督の一本化
- ◇施設型給付で財政措置を一本化

## 幼稚園型

設置主体：国、自治体、学校法人のみ

- 幼稚園＋保育所機能

## 保育所型

設置主体：制限なし

- 幼稚園機能＋保育所

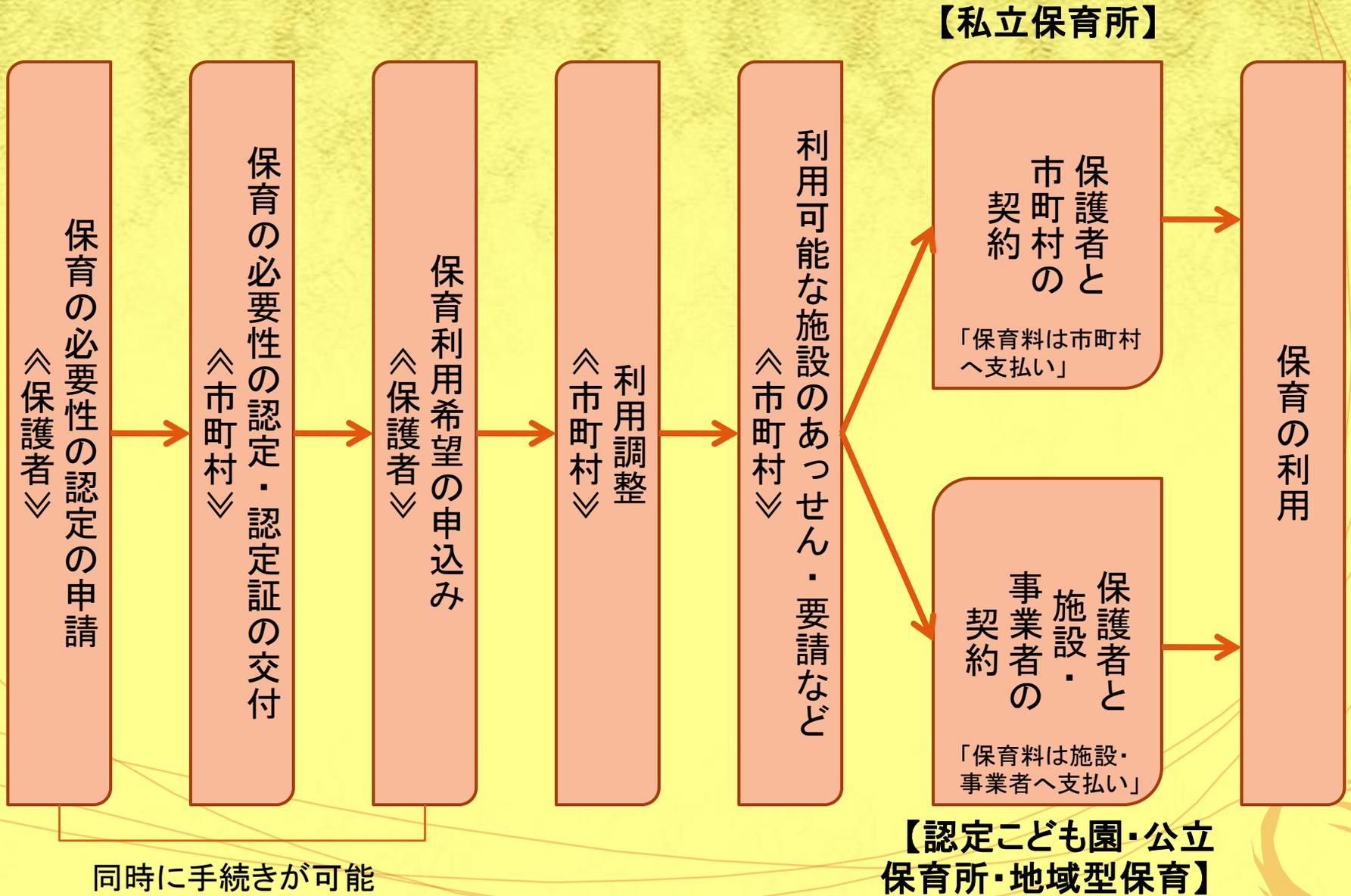
## 地方裁量型

設置主体：制限なし

- 幼稚園機能＋保育所機能

施設体系は現行のまま  
財政措置を「施設型給付」で一本化

# 新制度における保育の利用調整手順（イメージ）



# 実施主体としての流山市

## 市町村（実施主体）

- 子ども・子育て関連3法に基づく実施主体としての役割を担い、必要な以下の権限と責務を法律上位置づける
  - 子どもや家庭の状況に応じた給付の保証・事業の実施
  - 質の確保された給付事業の提供
  - 給付・事業の確実な利用の支援
  - 事業の費用・給付の支払い
  - 計画的な提供体制の確保・基盤整備

## 都道府県・国（市町村を重層的に支える）

- 都道府県：教育・保育施設の認可、都道府県子ども子育て支援計画の策定
- 国：市町村、都道府県が策定する計画の作成に関する事項を含む「基本指針」を定める

# 地方版子ども・子育て会議

地方版子ども子育て会議とは

→ 市町村等における合議制の機関

その役割は

- ・教育・保育施設や、地域型保育事業の利用定員を定める
- ・市町村計画を策定・変更する
- ・子ども子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進  
に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議する

参考条文（子ども・子育て支援法）

**第七十七条** 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
- 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
- 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

# 市町村子ども・子育て支援事業計画の概要

## 市町村子ども・子育て支援事業計画の記載事項(5年ごとに計画を策定)

### 必須

- 教育・保育提供区域の設定
- 幼児期の学校教育・保育に係る需要量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 地域子ども・子育て支援事業に係る需要量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する提供体制の確保の内容

### 記載

### 事項

### 任意

### 記載

### 事項

- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

# 流山市の現状



# 流山市の総人口と年少人口の推移

(単位:人, %)

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
総人口	155,779	157,731	160,119	163,034	166,092	166,924
年少人口 (15歳未満)	20,709	21,078	21,640	22,132	22,866	23,137
年少人口割合	13.3	13.4	13.5	13.6	13.8	13.9

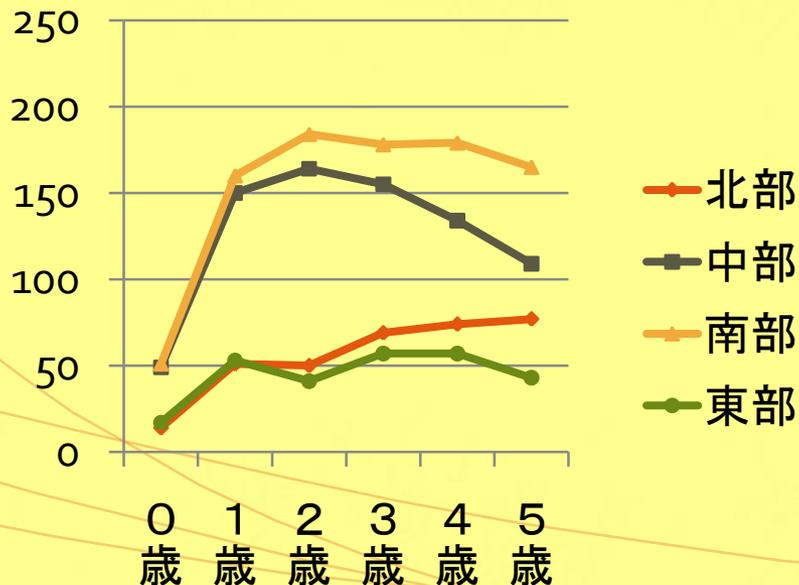


資料:千葉県年齢別・町丁字別人口(各年4月1日)

# 入所児童数の推移

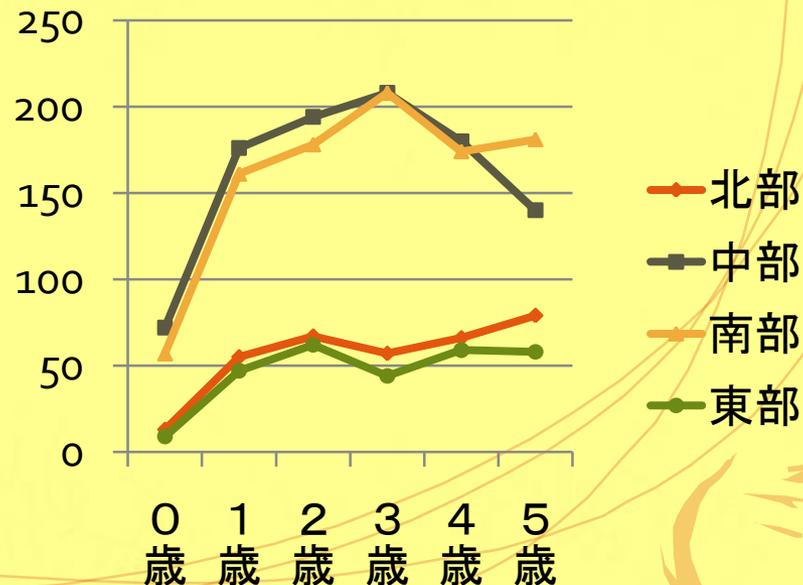
## 平成24年4月1日入所児童数 (単位:人)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
北部	14	51	50	69	74	77	335
中部	49	150	164	155	134	109	761
南部	51	160	184	178	179	165	917
東部	17	53	41	57	57	43	268
計	131	414	439	459	444	394	2281



## 平成25年4月1日入所児童数 (単位:人)

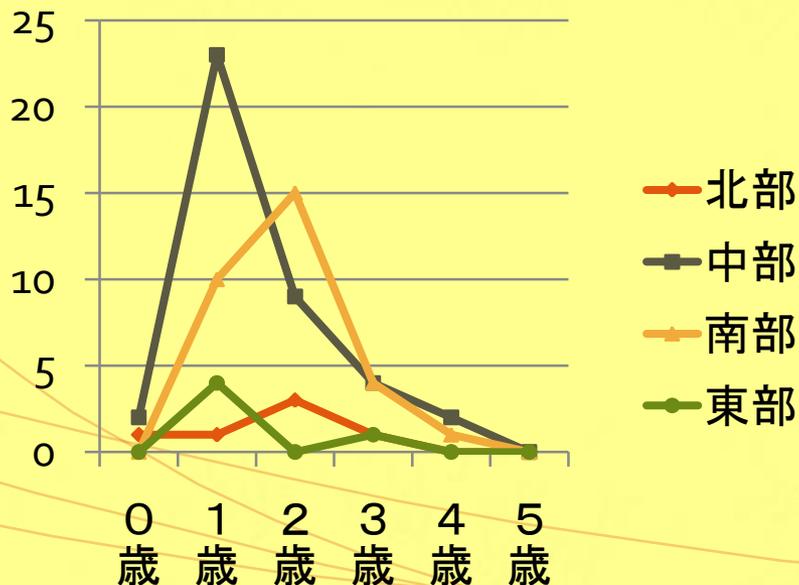
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
北部	13	55	67	57	66	79	337
中部	72	176	194	208	180	140	970
南部	57	161	178	208	174	181	959
東部	9	47	62	44	59	58	279
計	151	439	501	517	479	458	2545



# 待機児童数の推移

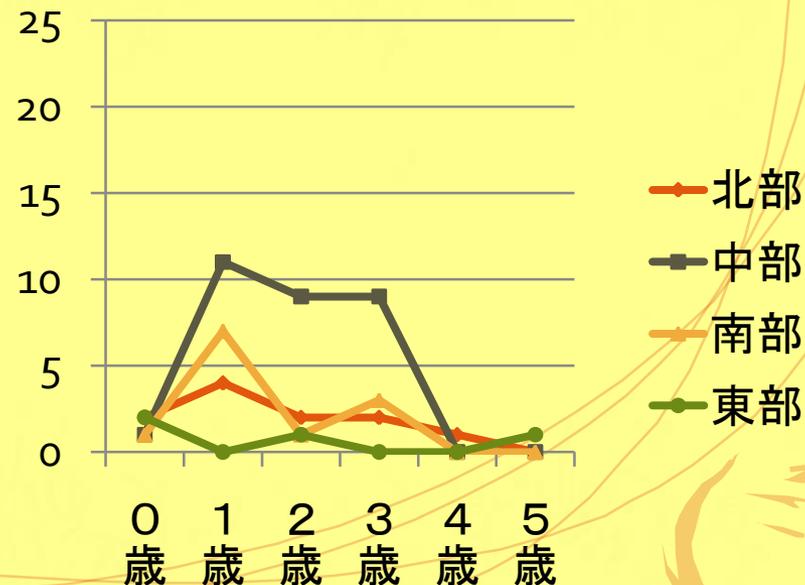
## 平成24年4月1日待機児童数 (単位:人)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
北部	1	1	3	1	0	0	6
中部	2	23	9	4	2	0	40
南部	0	10	15	4	1	0	30
東部	0	4	0	1	0	0	5
計	3	38	27	10	3	0	81



## 平成25年4月1日待機児童数 (単位:人)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
北部	2	4	2	2	1	0	11
中部	1	11	9	9	0	0	30
南部	1	7	1	3	0	0	12
東部	2	0	1	0	0	1	4
計	6	22	13	14	1	1	57



# 流山市特定事業進捗状況

流山市次世代育成支援行動計画 後期計画

事業名		平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 実績	平成24年度 実績	平成26年度 目標事業量
通常保育事業		16か所	17か所	20か所	22か所	20か所
(定員)		1,640人	1,789人	2,149人	2,629人	2,119人
延長 保育 事業	(30分)	1か所	1か所	1か所	1か所	0か所
	(1時間)	10か所	10か所	10か所	10か所	8か所
	(2時間)	1か所	1か所	4か所	5か所	1か所
	(3時間)	1か所	1か所	1か所	2か所	4か所
	(4時間)	3か所	4か所	4か所	4か所	7か所
トワイライトステイ事業		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
休日保育事業		2か所	2か所	2か所	3か所	3か所
病児・病後児保育事業		2か所	2か所	2か所	2か所	4か所
一時預かり事業		7か所	8か所	11か所	11か所	11か所
ショートステイ事業		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
学童クラブ		15か所	15か所	15か所	16か所	17か所
地域子育て支援センター事業		10か所	11か所	13か所	15か所	14か所
ファミリーサポート センター事業		1か所	1か所	1か所	1か所	2か所